

『改訂版 初めての建築法規』お詫びと訂正

本書に以下の誤りがございました。読者の皆様にお詫び申し上げますとともに、以下に訂正いたします。(学芸出版社編集部、2020.7.30) ※2020.12.22 一部追加

○第5版 第1刷

p.22 9~11 行目

(誤) 【解】 隣地境界線または道路中心線から、1階は3m (直角方向は2.5m) 以内、2階は5m (直角方向は4m) 以内にある外壁は、図2・5〔解〕の太線で示したとおりで、長さを合計すると1階は17m、2階は34mとなる。

(正) 【解】 隣地境界線または道路中心線から、1階は3m 以内、2階は5m 以内にある外壁は、図2・5〔解〕の太線で示したとおりで、長さを合計すると1階は18m、2階は36mとなる。

同 16~17 行目

(誤)・・・長さを合計すると1階は43m、2階は30.5mとなる。

(正)・・・長さを合計すると1階は45m、2階は32.5mとなる。

同 図2・6 (赤字が正)

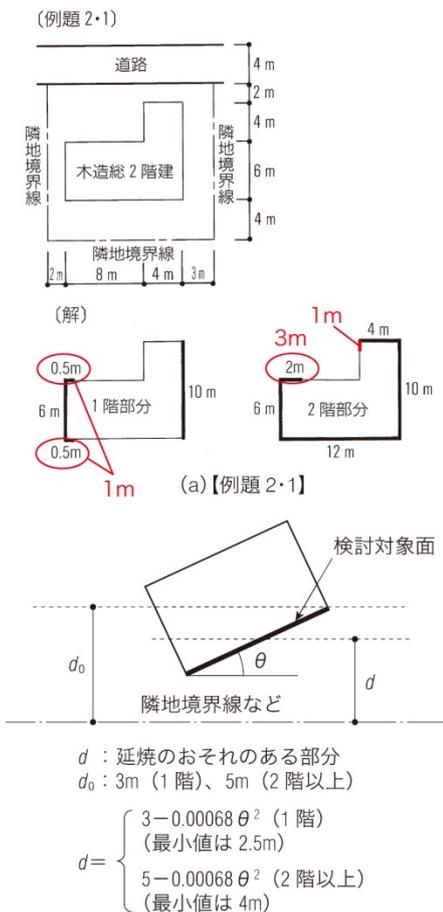


図2・5 延焼のおそれのある部分の緩和

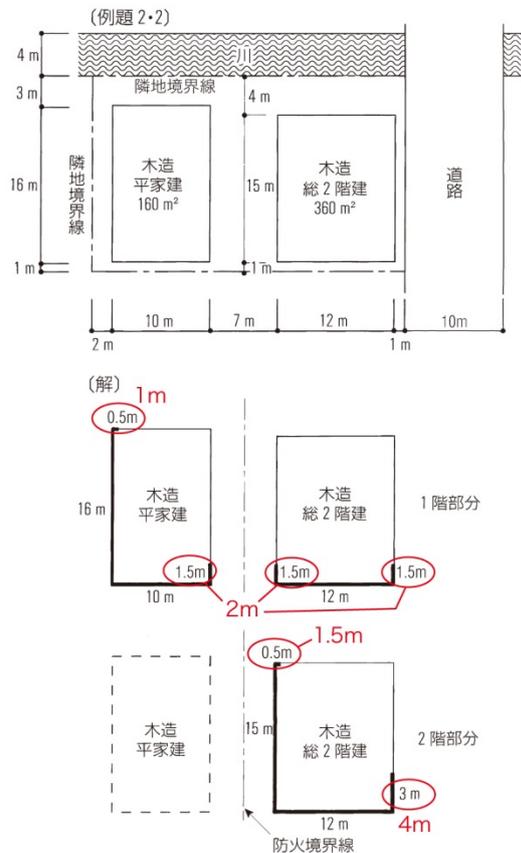


図2・6 例題の図

p.30 4行目

(誤) 3) 準遮炎性能 (令 136 条の 2 の 3)

(正) 3) 準遮炎性能

同 7行目 (文末に下記を追加)

この性能を有する防火設備を 20 分間防火設備という。

p.74 11行目

(誤) を特定避難時間倒壊等防止建築物という (令 109 条の 2 の 2)。

(正) を一般に特定避難時間倒壊等防止建築物という。

p.109 13行目

(誤) …準防火地域の内外にわたる場合も・・・

(正) …準防火地域と防火・準防火地域外にわたる場合も・・・

同 16行目

(誤) 第 1 種・第 2 種低層住居専用地域内においては、・・・

(正) 第 1 種・第 2 種低層住居専用地域または田園住居地域内においては、・・・

p.123 表 4・8 防火地域「適用除外」の欄③

(誤) ……または覆われたもの

(正) ……または覆うなど延焼防止に支障のないもの

同 準防火地域「構造」の最下欄

(誤) ……または覆う

(正) ……または覆うなど延焼防止に支障のない構造

p.130 15行目

(誤) ……床面積の合計が 100 m²を超えるものや、・・・

(正) ……床面積の合計が 200 m²を超えるものや、・・・

p.133 表 5・4 「令 10 条一号」および「令 10 条二号」の欄

(誤) 令 136 条 2 の 11

(正) 令 136 条の 2 の 11

p.140 下から 3行目

(誤) ……特殊建築物その他政令で定める建築物・・・

(正) ……特殊建築物のうち令 16 条 1 項の建築物および特定建築物・・・

p.154～p.155 表 6・3、表 6・4、表 6・5 各表タイトル部分

(誤) 消防例

(正) 消防令

p.166 表 6・18 (最下部に追加)

(建設工事の種類) ㊸解体工事 (建設業の区分) 解体工事業

以上